仕 様 書

1 調達件名

西埼玉住宅管理センター内電話交換機等の賃貸借

2 目 的

本仕様書は、独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部埼玉エリア経営部西埼玉住宅管理センター内の電話交換機及び電話機の更新に伴う機器の調達、搬入、設定、調整等の作業、既存機器撤去、撤去機器の廃棄物処理、並びに保守条件について定める。

3 調達機器及び数量

① 電話交換機　　一式
② 多機能電話機等　62 台(多機能電話機 60 台、カールコードレス電話機 2 台)
③ 自動音声応答装置(留守番機能対応)　6 台(代表 6 回線対応)

4 調達の範囲

(1) 電話交換機の機器調達及び設置、更新作業
　① 電話交換機本体、電源装置、周辺装置、自動音声応答装置等の据付け･調整(耐震、転倒防止対策を含む。)
　② 多機能電話機等の取り替え
　③ 既存機器への接続
　④ 機器等の稼働試験
(2) 撤去作業

既存の電話交換機、電源装置、周辺機器等の不要となった附帯装置及びケーブル類の撤去並びに廃棄(電話機については、リース品のため、撤去のみを行う。)

(3) 保守サービス
(4) 登録作業及び機器の使用方法の説明
(5) その他上記に付随する作業

5 納入場所

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部
埼玉エリア経営部　西埼玉住宅管理センター
〒356-0006 埼玉県ふじみ野市霞ヶ丘一丁目 2 番 27-301 号　ココネ上福岡二番館3階

6 賃貸借期間

平成 26 年　9 月7日から平成 33 年9月6日(84 ヶ月)

7 機器等構成要件

（1） 構成概要及び前提条件

電話交換機は電話交換機本体、電話機、電源装置、周辺装置、自動音声応答装置により構成され、内線相互通話、外線間通話、自動音声応答を行うことを主な目的とする。

本調達に付す機器の仕様は以下のとおりとする。受注者は、以下の仕様について検討した上で、最適な機器を提案すること。

（2） 電話交換機

① 方式･条件

交換方式	蓄積プログラム方式
通話路方式	時分割スイッチ
制御 CPU	主装置：64bit　400MHz
選択信号種別	PB又はDP（10/20pps）
呼出し方式	トーンリンガ及びランプ
電源条件	入力電圧：AC100V～11V 周波数：50･60Hz
環境条件	温度：5～35℃　湿度：45～85%RH
サービスクラス	6 個以上のサービスクラスを電話機毎に任意に設定できること。

② 収容回線数

種　別		現用	実装	備　考
局線	ひかりオフィスA	12	12	ナンバーディスプレイ対応
	ISDN 回線	2	2	ナンバーディスプレイ対応
内線	一般内線	18	24	
	多機能内線	62	80	

③ 番号計画

	桁数	番号
内線番号	2桁～	0～9、＃、＊
特殊機能番号	2桁～	0～9、＃、＊
局線発信		0～9、＃、＊
局線転送（一般内線）		フレキシブルボタン

④ サービス機能

イ 発信機能

局線指定発信接続、局線群指定発信接続、直結局線発信接続、局線依頼発信接続、ワンタッチ発信、空回線自動選択

ロ 着信機能

分散応答、内線代表、代理応答、着信音識別

ハ 通話機能

通話時分予報音、受話音量調節

ニ 多機能電話機

一つのフレキシブルキーに複数の外線を収容できること。

ホ 停電対応

停電時は 3 時間無停電装置を設置すること。

(3)多機能電話機

フレキシブルボタンを最低 18 以上有すること。

8 特記事項

(1) 調達品は未使用のものであること。

(2) 賃貸借期間中は、補修部材の提供と修理が可能であること。

(3) 内線番号等その他の設定については、現状と変更のないように設置可能な機種を提供するとともに、既設電話交換機に収録されている短縮ダイヤル等のデータについても引き継ぐことが可能な機種を提供すること。

(4) 設置にあたっては、「公衆電気通信法」及び「端末機器の技術基準適合認定等に関する規則」その他関係法令に基づき実施すること。

(5) 機器の入替等に伴い、電話が不通となる場合は、日曜日若しくは祝日とすること。また、不通となる時間が最小限となるよう工夫すること。

(6) 構内配線において、既設配線(バス配線方式)の利用を可能とすること。

(7) NTT 東日本の光電話オフィス A 回線を直接収容できる機能を有すること。

(8) 音声自動応答装置(留守番機能対応)を設置し、代表 6 回線対応とすること。

(9) 100 時間以上の通話録音を可能とすること。

9 保 証

機器の無償保証期間は賃貸借期間開始日から 1 年間とする。

10 保守体制

(1) 保守期間は、賃貸借期間開始日から 7 年間とする。

(2) 定期点検

賃貸借期間中、半年に 1 回程度、主装置（交換機本体）の定期点検を実施すること。実施時期については、受注者と協議の上、決定するものとする。

（3） 修理対応

① 電話等による問い合わせ対応時間は、月曜日から土曜日（祝日、年末年始は除く。）9 時 15 分から 17 時 00 分までとする。

② 障害時における復旧対応は、障害発生通知後、原則として当日中に修理を行うこと。

③ 修理対応により発生した工事等については、別途協議により処理すること。

11 納品物

① 本調達機器等一式

② 機器取扱説明書

③ 機器構成図、配線図

④ 作業完了報告書

⑤ 各種設定表（内線一覧表、番号計画、サービスクラス等）

⑥ サービス仕様一覧

⑦ 試験成績書（納品時から1ヶ月以内の提出とすること。）

12 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

（1） 業務の実施に際して、暴力団員等による不当要求又は業務妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行い、捜査上必要な協力を行うこと。

（2） (1)により警察に通報を行い、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した文書により機構に報告すること。

（3） 暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、機構と協議を行うこと。

13 その他

（1） 作業にあたっては、機構職員と十分に調整の上、実施すること。

（2） 動作確認は、職員の立ち会いのもと実施すること。その結果、不具合等が生じている場合は、受注者は責任を持って改善に努めること。

（3） 作業は、建物、工作物及びその他に損害を与えないよう十分注意して実施すること。作業中に損害が発生した場合には、受注者の責任において、修理等の対応を行うこと。

（4） 不要となった既存配線及び電話交換機等の撤去、処分費用については、受注者の負担とする。なお、処分機器の産業廃棄物処理は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に則り適正に処理すること。

（5） 本調達にあたり知り得た情報を第三者に漏らさないこと。

（6） 作業後は、作業区域を清掃すること。また、清掃後に発生したゴミは、受注者が処理すること。
（7） 本仕様書に定めのない事項又は使用に疑義が生じた場合には、その都度協議すること。

以 上